

## 第23号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

受給資格に小学校4年生から中学校3年生までのこどもを加えるとともに、低所得者区分以外に属する幼児等及びこどもの入院以外の療養に係る自己負担額の全額を助成するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児等、こども、老人、障害者、高齢障害者及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条第2号中「市内に住所を有する」を削り、同条第4号を削り、同条第5号中「3歳」を「1歳」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) こども 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない加入者をいう。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) こども保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。

第2条第10号中「市内に住所を有する」を削る。

第3条の見出しを「（受給資格）」に改め、同条第1項中「乳児保護者」を「市内に住所を有する者で、乳児」に、「掲げる者」を「掲げるもの」に改め、同項第1号中「幼児保護者及び幼児等保護者」を「幼児等及びこども」に、「幼児保護者若しくは幼児等保護者」を「幼児等保護者若しくはこども保護者」に、「幼児若しくは幼児

等」を「幼児等若しくはこども」に、「附則第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改め、同項第3号及び第4号中「附則第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改め、同条第2項中「助成の対象とならない」を「受給資格を有しない」に、「助成の対象者とする」を「受給資格を与える」に改める。

第4条中「掲げる者」の次に「（乳児，幼児等及びこどもにあつては，乳児保護者，幼児等保護者及びこども保護者）」を加える。

第5条第1項第1号中「乳児保護者及び幼児保護者」を「乳児，幼児等及びこども」に、「又は幼児」を「，幼児等及びこども」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第2号及び第4号から第6号」を「前項第3号から第5号」に改め、同条第3項中「第6号」を「第5号」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は，平成27年7月1日から施行する。ただし，第3条第1項の改正規定（「附則第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める部分に限る。）は，公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は，平成27年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し，同日前の医療に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

受給資格に小学校4年生から中学校3年生までのこどもを加えるとともに、低所得者区分以外に属する幼児等及びこどもの入院以外の療養に係る自己負担額の全額を助成するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 受給資格の拡充等（第1条から第3条まで関係）

ア 受給資格にこども（小学校4年生から中学校3年生まで）を新たに加えることとする。

イ 受給資格の区分のうち「幼児（1歳児から3歳未満児まで）及び幼児等（3歳児から小学校3年生まで）」を「幼児等（1歳児から小学校3年生まで）」に改める。

##### (2) 助成の範囲の拡充（第5条関係）

ア こどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額を助成することとする。

イ 低所得者区分以外に属する幼児等の入院以外の療養に係る被保険者等負担額に相当する額を助成することとする。

##### (3) その他所要の規定の整備

#### 3 施行期日等

(1) 平成27年7月1日。ただし、2(3)の規定の一部は、公布の日

(2) 施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。